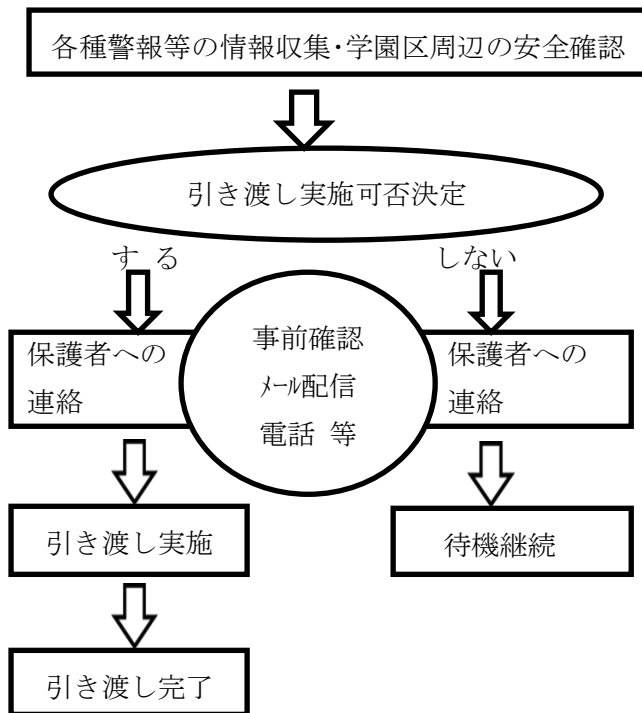


II-2 保護者への引き渡し

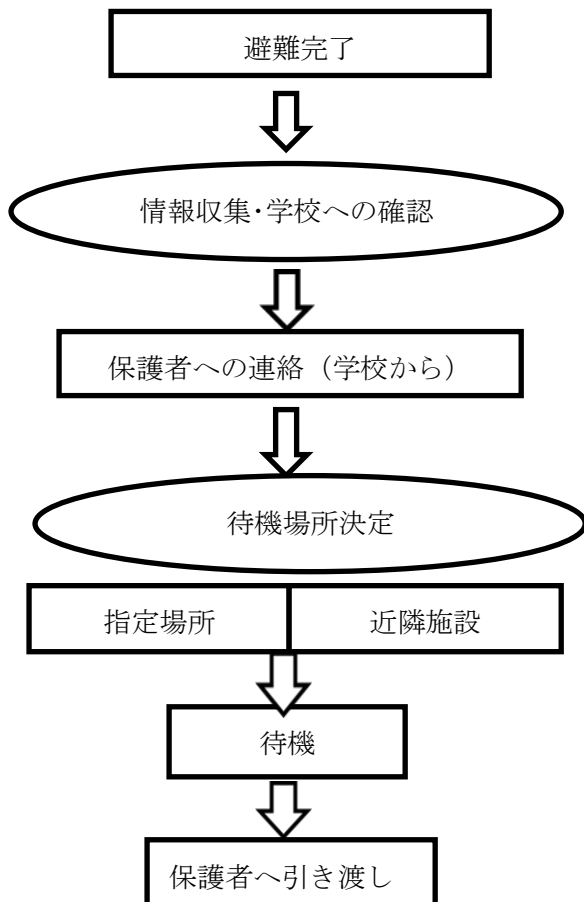
(1) 校内での引き渡しの対応



- 各種情報を確認し、安全の可否を判断する。
- 情報だけにとらわれず、目視して状況を確認する。
- 引き渡し実施可否の判断は、校長が行う。
- 保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。

震度6弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が来るまで学校に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
震度5弱・強	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として下校させる。 ○事前に保護者から連絡があった場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。

(2) 校外での引き渡しの対応（校外活動中）



- 校外活動先の避難場所や、待機場所について事前に確認しておく。
- 児童〈生徒〉の安否、災害の状況等を学校へ連絡する。
- 引き渡しが完了するまでに時間がかかることや、保護者が来られないことも想定する。

震度6弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が来るまで待機させる。 ・居住地校交流学习中については交流先で待機し、引き渡す。 ・その他の校外学習については学校を通じて児童〈生徒〉の安否、引き渡し等について保護者へ連絡する。
震度5弱・強	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として可能な限り活動を続ける。 ○事前に保護者から連絡があった場合は、待機させ保護者への引き渡しを待つ。